

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

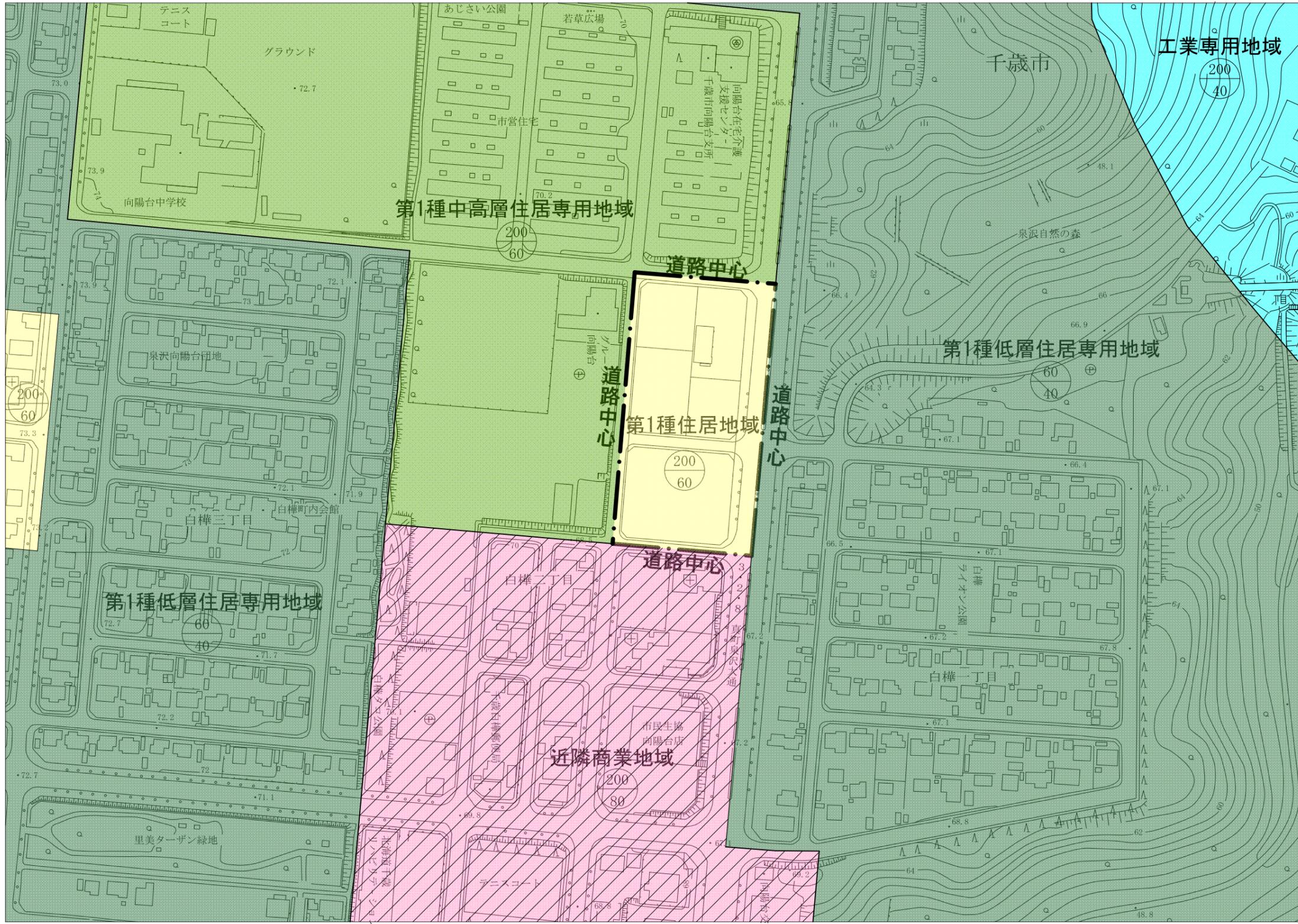
平成29年 3月15日

千歳市長 山口 幸太郎

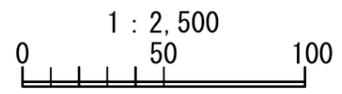


記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
千歳市白樺2丁目の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課



S=1/2500



凡例

用途地域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
近隣商業地域	200	80
第1種住居地域	200	60
第1種中高層住居専用地域	200	60
第1種低層住居専用地域	60	40
工業専用地域	200	40
準防火地域		
	上段は容積率	下段は建ぺい率
	を示す	

	CHECK	DRAFTER

千-1 白樺地区		DATE	No.-01
計画図		A3S-1/2500	

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更 (千歳市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域 (小計)	約 772ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	-	10m	23.9%
	約 772ha						23.9%
第二種低層住居専用地域 (小計)	約 26ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	-	10m	0.8%
	約 26ha						0.8%
第一種中高層住居専用地域 (小計)	約 151ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	4.7%
	約 151ha						4.7%
第二種中高層住居専用地域 (小計)	約 224ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	6.9%
	約 224ha						6.9%
第一種住居地域 (小計)	約 268ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	8.3%
	約 268ha						8.3%
第二種住居地域 (小計)	約 30ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	0.9%
	約 30ha						0.9%
準住居地域 (小計)	約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	1.2%
	約 37ha						1.2%
近隣商業地域 (小計)	約 16ha	20/10 以下	8/10 以下	-	-	-	0.5%
	約 56ha	30/10 以下	8/10 以下	-	-	-	1.7%
	約 0.6ha	40/10 以下	8/10 以下	-	-	-	0.1%
	約 72.6ha						2.3%
商業地域 (小計)	約 26ha	40/10 以下	-	-	-	-	0.8%
	約 26ha						0.8%
準工業地域 (小計)	約 602ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	18.7%
	約 602ha						18.7%
工業地域 (小計)	約 216ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	6.7%
	約 216ha						6.7%
工業専用地域 (小計)	約 388ha	20/10 以下	4/10 以下	-	-	-	12.0%
	約 413ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	12.8%
	約 801ha						24.8%
合 計	約 3,225.6ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 昭和53年に市街化区域に編入した白樺地区について、周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設の更なる誘導に努める必要があることから用途地域を変更する。